

# 中高支部運営規則

第1条 この規則は公益社団法人長野県建築士会中高支部規約（以下「規約」と言う。）による必要事項等を定めるものとする。

第2条 規約9条で規定した支部役員選考委員選任の方法は次による。  
地区毎に選任する人数は、中野市 3人、山ノ内町 2人、木島平、野沢温泉村 1人 とする

第3条 規約22条で規定した委員会は下記に定めるものとする。

- (1)総務・情報委員会
- (2)建築活動委員会
- (3)まちづくり委員会
- (4)青年・女性委員会
- (5)防災委員会

2 前項のほかに、会務運営及び第3条の事業遂行のために必要な委員会を設ける事が出来る。

第4条 規約第25条の規定による正会員及び賛助会員の入会金及び会費に関する事項を定める。

1.入会金及び会費は、次の通りとする。

- |         |      |                   |         |
|---------|------|-------------------|---------|
| (1)正会員  | 入会金  | 免除(建築士会加入促進を図るため) | 期限は定めない |
|         | 会費年間 | 24,000円           |         |
| (2)賛助会員 | 入会金  | 無し                |         |
|         | 会費年間 | 10,000円           |         |

2.会費の納入については、振込とする。

ただし、やむ負えない場合は、事務局まで持参することができる。

第5条 表彰は、支部の発展に功績があったか、その他特に表彰に値する者で、幹事会において認めた者とする。

第6条 本支部の会員に慶弔に該当する事項が生じた場合は、速やかに事務局に連絡をする。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から適用する。

この規定は、平成27年4月1日から適用する。

この規定は、平成29年4月1日から適用する。

この規定は、平成31年4月1日から適用する

この規定は、令和2年4月1日から適用する